

福岡県公報

平成18年 4 月12日
第 2 5 2 0 号

目 次

告 示 (第803号-第819号)

- 大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) …………… 3
- 予防接種を行う医師 (健康対策課) …………… 3
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表
(廃棄物対策課) …………… 4
- 港湾区域の変更 (港 湾 課) …………… 4
- 港湾区域の変更 (港 湾 課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 5
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) …………… 5
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 6
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) …………… 6

選挙管理委員会

- 政治団体の平成15年分収支報告書の要旨及び平成16年分収支報告書
の要旨の一部訂正 (地 方 課) …………… 7
中央警察署
- 道路交通法第51条の 8 第 1 項の規定による確認事務の委託
(警察本部駐車対策課) ……………10
博多警察署
- 道路交通法第51条の 8 第 1 項の規定による確認事務の委託
(警察本部駐車対策課) ……………10
早良警察署
- 道路交通法第51条の 8 第 1 項の規定による確認事務の委託
(警察本部駐車対策課) ……………11
小倉北警察署
- 道路交通法第51条の 8 第 1 項の規定による確認事務の委託
(警察本部駐車対策課) ……………11
再 掲
- 副知事の担当区分 (人 事 課) ……………11
正 誤
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (平成18
年 1 月福岡県告示第 7 号) 中正誤 ……………12
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (平成18
年 1 月福岡県告示第70号) 中正誤 ……………12

告 示

福岡県告示第803号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年3月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 おもちゃ倉庫前原店

(2) 所在地 福岡県前原市前原東二丁目1番1号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
3,294㎡	1,530㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前	変更後
	閉店時刻	閉店時刻
株式会社マキシムジャパン	午後8時	午前2時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後8時30分まで	午前9時30分から午前2時30分まで

福岡県告示第804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年3月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス宗像店

(2) 所在地 福岡県宗像市石丸3丁目7番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前10時	午後8時	午前9時	午後9時
長谷川造園株式会社	午前10時	午後8時	午前9時	午後9時
株式会社サンセブン	—	—	午前9時	午後9時

福岡県告示第805号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市四郎丸字藪ノ内857-1、857-3、857-5、857-6、857-9、857-12、857-15、860-1から860-3まで、861-1、863、881-4、881-5、883、884、884-2、885-1から885-3まで、886-1、888-1及び888-2並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮若市上有木1番地

トヨタ自動車九州株式会社 取締役社長 渡辺 顯好

福岡県告示第806号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（苅田地区第1換地区）	平成16年3月30日
区画整理事業（苅田地区第2換地区）	平成16年3月30日
区画整理事業（苅田地区第3-1換地区）	平成16年3月30日
区画整理事業（苅田地区第3-2換地区）	平成16年3月30日
区画整理事業（苅田地区第3-3換地区）	平成16年3月30日
区画整理事業（苅田地区第3-4換地区）	平成16年3月30日

福岡県告示第807号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称（1-1工区）
嘉穂郡穂波町大字忠隈字浦田1番107から1番109まで及び12番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
嘉穂郡穂波町大字忠隈523番
穂波町長 秀村 長康

福岡県告示第808号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
嘉穂郡穂波町大字秋松字七ノ坪709番4、709番13及び709番14
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
竹島 壽男
有限会社 筑豊調剤介護センター 代表取締役 竹島 寿信

福岡県告示第809号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 あゆみの会
 - (2) 代表者の氏名
金子 京子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉市甘木655番地1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者とその家族に対して、地域における理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営等に関する事業を行い、障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第810号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に

基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	松崎 彰 信

福岡県告示第811号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

栄産業有限会社

(2) 所在地

福岡市東区名子3丁目18番2号

(3) 代表者

代表取締役 金子 栄

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年3月29日

4 処分の理由

(1) 事業者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該

当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

(2) 事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第812号

宇島港の港湾区域を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第9条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

宇島港の港湾区域

豊前市大字四郎丸690番地先排水路吐合右岸突端（北緯33度37分03秒、東経131度06分09秒）から0度00分00秒、2,600メートルの地点（北緯33度38分27秒、東経131度06分10秒）まで引いた線、同地点から42度35分00秒、2,450メートルの地点（北緯33度39分26秒、東経131度07分14秒）まで引いた線、同地点から90度00分00秒、1,000メートルの地点（北緯33度39分26秒、東経131度07分53秒）まで引いた線、同地点から141度10分00秒、3,000メートルの地点（北緯33度38分10秒、東経131度09分06秒）まで引いた線、同地点から180度00分00秒に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定に基づき漁港に指定された宇島漁港及び八屋漁港の区域を除く。

福岡県告示第813号

芦屋港の港湾区域を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第9条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

芦屋港の港湾区域

三等三角点山ノ内（北緯33度54分03秒903、東経130度39分53秒301）から354度00分00

秒、1,658メートルの地点（北緯33度54分56秒、東経130度39分46秒）から233度15分00秒、2,200メートルの地点（北緯33度54分13秒、東経130度38分38秒）まで引いた線、同地点から145度00分00秒に引いた線及び陸岸に囲まれた海面並びに遠賀川芦屋橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定に基づき漁港に指定された柏原漁港の区域を除く。

福岡県告示第814号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ふれ愛の灯台

(2) 代表者の氏名

宮脇 寛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字新多1578番地の7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険に関する事業や日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第815号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類と名称

前原都市計画道路事業 3・4・20号 波多江泊線

3・5・10号 高田加布里線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県前原土木事務所 前原市浦志2丁目3番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

前原市潤2丁目、3丁目及び4丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第816号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

粕屋郡粕屋町大字仲原字蓮ヶ池282-1、282-3、284-3及び284-4（第1工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大名2-4-5

株式会社丸美 代表取締役 金丸 近

福岡県告示第817号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
太宰府市吉松東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この告示の日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区
太宰府市大字吉松字尻深、字川久保、字川原、字土手ノ内及び字下川原の各一部
- 4 事務所の所在地
太宰府市大字大佐野18番地14
- 5 設立認可の年月日
平成18年3月29日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所及び太宰府市役所の掲示場に掲示する。

福岡県告示第818号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
福岡町津丸土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成15年10月29日から平成19年3月31日まで

- 3 施行地区
福津市津丸字馬場及び字野間尻の各全部並びに津丸字曙、字藤井、字宮城及び字西ノ後の各一部並びに若木台1丁目の一部

- 4 事務所の所在地
福津市津丸1066番地の1
- 5 設立認可の年月日
平成14年11月27日
- 6 変更認可の年月日
平成18年3月29日

福岡県告示第819号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成18年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
太宰府市通古賀土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この告示の日から平成21年10月31日まで
- 3 施行地区
太宰府市大字通古賀字関屋、字久保田及び大字国分字久保田の各一部
- 4 事務所の所在地
太宰府市大字通古賀138番5号
- 5 設立認可の年月日
平成18年3月29日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所及び太宰府市役所の掲示場に掲示する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、百都会、未来学政経研究会、古賀潤一郎後援会及び福岡県農政連八女支部黒木地区の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成15年分収支報告書の要旨（平成16年11月17日福岡県選挙管理委員会告示第132号）及び平成16年分収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成18年4月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成15年分収支報告書の要旨中、百都会の項を次のとおり改める。

No. 378 百都会

吉村 元秀

県議

報告年月日 平成16年03月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額		32,606,954円	
ア 前年からの繰越額		17,483,028円	
イ 本年収入		15,123,926円	
(2) 支出総額		32,257,489円	
(3) 翌年への繰越額		349,465円	

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳			
ア	個人の負担する党費又は会費	(173) 人	8,140,000円
イ	寄 附		6,983,926円
(ア)	寄 附	(内 訳 別 掲)	6,983,926円
a	個人からの寄附		1,932,375円
c	政治団体からの寄附		5,051,551円

計	(本年収入額)		15,123,926円
(2)	支出の内訳		
ア	経常経費		18,601,153円
(ア)	人件費		10,335,000円
(イ)	光熱水費		549,498円
(ウ)	備品・消耗品費		3,466,913円
(ニ)	事務所費		4,249,742円
イ	政治活動費		13,656,336円
(ア)	組織活動費		351,655円
(イ)	選挙関係費		1,404,390円
(ウ)	機関紙誌の発行その他の事業費		6,584,262円
b	宣伝事業費		6,584,262円
(カ)	その他の経費		5,316,029円
計			32,257,489円
	(内 訳)		
イ(ア)	a 個人からの寄附		
	於保 政美	150,000円	福岡市東区
	重岡 太郎	150,000円	北九州市八幡西区
	草田 徹	150,000円	中間市
	中屋敷 善之助	150,000円	北九州市小倉北区
	久保 隆邦	360,000円	北九州市小倉北区
	その他	972,375円	
	小 計	1,932,375円	
イ(ア)	a 政治団体からの寄附		

自由民主党小倉南支部	3,051,551円	北九州市小倉南区	(イ) 光熱水費	430,056円
自由民主党福岡県連	2,000,000円	福岡市博多区	(ウ) 備品・消耗品費	800,678円
小 計	5,051,551円		(エ) 事務所費	531,460円
3 資産等の内訳			イ 政治活動費	3,655,062円
(12) 借入金(借入先、借入残高)			(ア) 組織活動費	3,494,163円
吉村 元秀			(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	44,320円
30,000,000円			b 宣伝事業費	44,320円
平成16年分収支報告書の要旨中、百都会、未来学政経研究会、古賀潤一郎後援会及び福岡県農政連八女支部黒木地区の項を次のとおり改める。			(エ) 調査研究費	7,039円
No. 372 百都会			(オ) 寄附・交付金	5,000円
吉村 元秀			(カ) その他の経費	104,540円
県議			計	8,017,256円
報告年月日 平成17年03月30日			(内 訳)	
1 収入・支出の総額			エ 借入金	
(1) 収入総額	20,916,721円		吉村 元秀	20,017,256円
ア 前年からの繰越額	349,465円		小 計	20,017,256円
イ 本年収入	20,567,256円		3 資産等の内訳	
(2) 支出総額	8,017,256円		(5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金(残高)	
(3) 翌年への繰越額	12,899,465円		223,697円	
2 本年収入・支出の内訳			(12) 借入金(借入先、借入残高)	
(1) 収入の内訳			吉村 元秀	50,017,256円
ア 個人の負担する党費又は会費 (24)人	550,000円		No. 439 未来学政経研究会	
エ 借入金 (内訳別掲)	20,017,256円		古賀 潤一郎	
計 (本年収入額)	20,567,256円		衆議院2区	
(2) 支出の内訳			報告年月日 平成17年03月25日	
ア 経常経費	4,362,194円		1 収入・支出の総額	
(ア) 人件費	2,600,000円		(1) 収入総額	11,001,296円
			ア 前年からの繰越額	7,878,748円

イ 本年收入	3,122,548円
(2) 支出総額	9,077,021円
(3) 翌年への繰越額	1,924,275円
2 本年收入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄 附	60,000円
(ア) 寄 附 (内 訳 別 掲)	60,000円
c 政治団体からの寄附	60,000円
カ その他の収入	3,062,548円
(ア) 1件10万以上のもの (内 訳 別 掲)	3,000,000円
(イ) 1件10万未満のもの	62,548円
計 (本年收入額)	3,122,548円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	5,821,035円
(ア) 人件費	2,293,500円
(イ) 光熱水費	133,185円
(ウ) 備品・消耗品費	509,013円
(エ) 事務所費	2,885,337円
イ 政治活動費	3,255,986円
(ア) 組織活動費	1,711,786円
(イ) 調査研究費	44,200円
(カ) その他の経費	1,500,000円
計	9,077,021円
(内 訳)	
カ その他の収入	
古賀潤一郎 貸付金返済受入	3,000,000円
イ(ア)c 政治団体からの寄附	
民主党福岡県第2区総支部	

	60,000円	福岡市南区
小 計	60,000円	
No. 328 古賀潤一郎後援会		
報告年月日 平成17年03月25日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	5,307,560円	
ア 前年からの繰越額	3,807,560円	
イ 本年收入	1,500,000円	
(2) 支出総額	2,541,388円	
(3) 翌年への繰越額	2,766,172円	
2 本年收入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
カ その他の収入	1,500,000円	
(ア) 1件10万以上のもの (内 訳 別 掲)	1,500,000円	
計 (本年收入額)	1,500,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	960,000円	
(ア) 人件費	960,000円	
イ 政治活動費	1,581,388円	
(ア) 組織活動費	55,873円	
(カ) その他の経費	1,525,515円	
計	2,541,388円	
(内 訳)		
カ その他の収入		
古賀潤一郎 貸付金返済受入	1,500,000円	
No. 818 福岡県農政連八女支部黒木地区		
報告年月日 平成17年03月29日		
1 収入・支出の総額		

(1) 収入総額		3,306,328円
ア 前年からの繰越額		1,046,021円
イ 本年収入		2,260,307円
(2) 支出総額		2,711,403円
(3) 翌年への繰越額		594,925円
2 本年収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (1,816) 人		1,716,600円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳掲載)		423,200円
カ その他の収入		120,507円
イ 1件10万未満のもの		120,507円
計 (本年収入額)		2,260,307円
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		399,000円
イ 政治活動費		2,312,403円
ア 組織活動費		2,299,383円
イ 選挙関係費		13,020円
計		2,711,403円
(内 訳)		
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
福岡県農政連八女支部	423,200円	八女市
小 計	423,200円	

中央警察署

福岡県中央警察署告示第1号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1

項の規定により確認事務を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年4月12日

福岡県中央警察署長 山口 政 男

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ九州事業本部

(2) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅東一丁目13番6号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福岡県中央警察署の管轄区域

(2) 期間

平成18年6月1日から平成20年9月30日まで

博多警察署

福岡県博多警察署告示第2号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年4月12日

福岡県博多警察署長 森 紀久雄

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ九州事業本部

(2) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅東一丁目13番6号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域
福岡県博多警察署の管轄区域

(2) 期間
平成18年6月1日から平成20年9月30日まで

早良警察署

福岡県早良警察署告示第1号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成18年4月12日

福岡県早良警察署長 廣瀬 敬 康

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称
株式会社コアズ九州事業本部

(2) 主たる事務所の所在地
福岡市博多区博多駅東一丁目13番6号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域
福岡県早良警察署の管轄区域

(2) 期間
平成18年6月1日から平成20年9月30日まで

小倉北警察署

福岡県小倉北警察署告示第17号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正後の法」という。）第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、改正後の法第51条の12第1項の規定により次の

のとおり公示する。

平成18年4月12日

福岡県小倉北警察署長 藤 田 操

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称
サンキュウビジネスサービス株式会社九州事業所

(2) 主たる事務所の所在地
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域
福岡県小倉北警察署の管轄区域

(2) 期間
平成18年6月1日から平成20年9月30日まで

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第723号の2

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（平成17年4月福岡県告示第730号の2）は、廃止する。

平成18年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 副知事中島孝之の担当する事項

(1) 知事部局のうち、秘書室、総務部の人事課、地方課及び鉾害課、保健福祉部人権・同和対策局、商工部、農政部、水産林務部並びに出納事務局に関する事項

(2) 企業局に関する事項

(3) 選挙管理委員会に関する事項

(4) 人事委員会に関する事項

(5) 公安委員会に関する事項

- | | |
|--|--|
| <p>(6) 海区漁業調整委員会に関する事項</p> <p>(7) 内水面漁場管理委員会に関する事項</p> <p>2 副知事武居丈二の担当する事項</p> <p>(1) 知事部局のうち、総務部（人事課、地方課、鉱害課及び私学学事振興局を除く。）、企画振興部、環境部、土木部及び建築都市部に関する事項</p> <p>(2) 監査委員に関する事項</p> <p>(3) 収用委員会に関する事項</p> <p>3 副知事海老井悦子の担当する事項</p> | <p>(1) 知事部局のうち、総務部私学学事振興局、保健福祉部（人権・同和対策局を除く。）及び生活労働部に関する事項</p> <p>(2) 教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 労働委員会に関する事項</p> <p>4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。</p> <p>5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。</p> |
|--|--|

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・1・4	2479	告示	7	4		○	11		昭和42年7月1日農林省告示第993号	昭和35年12月15日農林省告示第1295号
18・1・13	2482	告示	70	5	○		4		告示第673号（1、2に限る。）	告示第673号